

## 第49回大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成24年5月17日（木）  
大阪産業創造館6階会議室E

開 会 午前10時00分

**事務局** お待たせいたしました。ただいまから大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会にご出席くださいますようお願い申し上げます。私、本日の司会を務めさせていただきます経済局産業振興課担当係長の千葉でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在8名の出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件1件及び変更案件1件、合計2件について審議をお願いいたします。

なお、配付資料についてですが、会議次第、配席図、委員名簿、大阪市意見（案）について、(仮称)イオン大阪ドームショッピングセンターの変更の届出に対する住民等意見書の概要、住民等意見書に対する設置者の回答、「軽微な延刻等」に係る手続きの状況の計7種類を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

**事務局** それでは加藤会長、議事進行よろしくをお願いいたします。

**加藤会長** おはようございます。新年度で皆さん、大変お忙しい時期だったと思いますが、今日は万障お繰り合わせの上ご出席いただきまして、事務局になりかわりましてお礼を申し上げます。

早速議事進行を進めてまいりたいと思いますけども、本日もご審議いただきますのは、先ほど事務局から説明がありましたように新設案件1件と変更案件1件です。議事の進め方としましては、次第に従いまして審議案件をお諮りしたいと思います。

議事1ですが、(仮称)大阪B&Vビルについて、届出内容につきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。

**事務局** 皆様、おはようございます。それでは、事務局より説明させていただきます。私、4月から商業立地担当課長を拝命しております河渕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、失礼して座って説明させていただきます。

まず初めに、(仮称)大阪B&Vビルの新設についてご説明いたします。前方のスクリーンをごらんください。本件は、中央区難波1丁目5番2外の地下鉄御堂筋線なんば駅から北東へ約40メートルの戎橋筋商店街に面したところに立地しております、カラオケ店等を併設する商業ビル内で、現在1,000平方メートル以下で営業している小売店舗の面積を増床す

るものとして届出があったものでございます。店舗面積は2,468平方メートルで、設置者は株式会社B&V大阪、小売業を行うものはブックオフコーポレーション株式会社ほか未定となっております。平成23年10月31日に届出があり、新設予定日は平成24年7月1日となっております。敷地周辺の写真といたしまして、建物西側及び北西側から写したものでございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐車場は隔地駐車場に21台及び自動二輪車用として建物1階南西側に2台、合計23台が設置されております。駐輪場につきましては建物7階北側に93台、うち原付用が5台設置となっております。また、荷さばき施設でございますが、建物1階南西側に23平方メートル設置され、廃棄物保管施設は建物地下1階南東側に2.8立方メートル及び建物7階北西側に11.8立方メートル設置され、保管容量の合計は34.6立方メートルとなっております。各施設を一覧にいたしますとごらんのおりとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項について申し上げます。小売店舗の開閉店時刻は午前10時から午後12時までとなっております。また、来客の駐車場利用時間帯は午前9時30分から翌午前0時30分までとなっております。駐車場の出入口ですが、北側及び西側に2カ所が設けられております。そして、荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の自動車出入口の周辺の状況といたしまして、隔地駐車場北側出入口付近の写真がございしますが、左折イン左折アウトという形になっております。また、隔地駐車場西側入口の出入口付近の写真でございますが、こちらは右折イン、右折アウトという形になっております。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。建物は地下1階・地上7階建てとなっております。店舗面積は1階に719平方メートル、2階に896平方メートル、3階に853平方メートル、合計2,468平方メートルとなっております。主として販売する物品は書籍は決まっておりますが、そのほかは未定となっております。

次に、駐車場における必要駐車台数についてでございますが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると13台となります。また、併設施設の必要駐車台数は8台となっており、先ほどの13台と合わせまして合計21台となっておりまして、これに対し設置台数は21台と指針の必要駐車台数を満たしているということでございます。また、来客の自動車の来退店の経路ですが、立地している場所がミナミの中心地ということになっておりますので、入線の動向は広範囲にわたる形になっております。それと、退店の経路はご

らんのとおりとなっております。

続きまして、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間について、空調室外機の稼働時間は24時間稼働するものと、一部は午前10時から午後12時まで稼働するものとなっております。また、発生騒音の予測、評価について、店舗の周囲4方向4地点及び隔地駐車場周囲3方向3地点、合わせて7地点に予測地点を設定し、各地点における等価騒音レベル及び夜間の騒音レベルの最大値を予測した結果、次のとおりとなっております。まず、敷地北方向の予測地点ラージAにおける等価騒音レベル及び予測地点スモールaにおける夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとなっております。敷地北東方向の予測地点ラージBにおける等価騒音レベル及び予測地点スモールbにおける夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとなっております。引き続きまして、敷地南方向の予測地点ラージCにおける等価騒音レベル及び予測地点スモールcにおける夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとなっております。敷地西方向の予測地点ラージDにおける等価騒音レベル及び予測地点スモールdにおける夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとなっております。また、隔地駐車場北西方向の予測地点ラージEにおける等価騒音レベルはごらんのとおりとなっております。同じく隔地駐車場北東方向の予測地点ラージFにおける等価騒音レベルはごらんのとおりとなっております。最後に、隔地駐車場西方向の予測地点ラージGにおける等価騒音レベルはごらんのとおりとなっております。以上、ごらんいただきましたように、すべての地点において環境基準及び規制基準を満たしております。

続きまして、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物3.9立方メートル及び再生利用対象物が1.7立方メートル、合わせて5.6立方メートルに対して、保管容量合計は34.6立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後になりますが、本届出に關します届出書の縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成23年11月11日から平成24年3月12日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。なお、本届出に關しまして、本市関係局等で構成します大規模小売店舗立地法連絡会議において駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元にお配りしております別紙資料のとおり、市意見案につきましては意見なしとの取りまとめを行っております。が、付帯意見案といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査、予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の

維持、運営に努めること。当該店舗の設置者は地域社会の一員としての社会的責任を十分に自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適正な対応に努めることとの意見の取りまとめを行っているところでございます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

**加藤会長** どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関しましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

**難波委員** こちらのほうは増床ではなくて新設で出ているのですか。既にここでブックオフが営業されていたと思うのですが。

**事務局** 今、難波委員がおっしゃったとおり、昨年12月にブックオフが2階部分で営業を開始いたしました。ビル自体は数年前に建っておりまして、テナントが決まったということで、現在は1,000平米未満で営業しておられます。今回増床しまして1階と3階部分も小売店舗にするということで1,000平米を超えますので、大店立地法上での新設案件という取り扱いになっております。

**難波委員** わかりました。ありがとうございます。

**加藤会長** ほかに。

**松村委員** 確認なんですけれども、隔地駐車場の設置についてですが、店舗から何メートル以内に設置することになっていますか。

**事務局** ただいま松村委員からご質問がありました件につきまして、隔地駐車場の店舗からの距離ですけれども、特に大店立地法上では規定がございませんが、大阪市の駐車場の附置義務条例に準じておおむね計画地より200メートル以内ということでの協議をしているというところでございます。今回の案件につきましては、計画地から190メートルのところにあります、立地的には、店舗にできるだけ近いところに設置するところですが、一番近くでその場所になったということでございます。

**松村委員** わかりました。

**加藤会長** よく隔地駐車場の場合は、その特定の店舗のために排他的に駐車台数が確保されているかどうかというのは常に問題になるんですけれども、その点、もしご説明できるのであればお願いします。

**事務局** 今回届けていただいている駐車場なんですけれども、西道頓堀パーキングというところで、収容台数が全体で132台あります。そのうち、月極が48台で、一般の時間貸

しが84台ありますが、年間を通して最大でも1時間当たり24台の利用実績ということで、十分空きがあるということは協議の際には確認しております。

**加藤会長** 松村委員、こういうのはむしろ歓迎といいますか、既存の駐車場の有効利用なので。

**松村委員** はい、結構かと思います。

**加藤会長** ほかに。

**高室委員** その関連での確認というか、聞いておきたいと思ったんですけど、案内はどのようにされるのでしょうか。道順で見ると、ちょっと複雑な感じもするんですけど、案内の仕方を教えてください。

**事務局** 届出書の18ページによりますと、経路の周知につきましては、ホームページにおきまして駐車場の位置を掲載する、または店舗内にも駐車場の位置をご案内する形で掲示なり、もしくはレジのところで口頭で説明するというようなことはお伺いしております。

**加藤会長** よろしいですか。

**高室委員** 特にチラシ等での案内はないんですね。それで大丈夫なんですかね。

**事務局** 届出書におきましては、チラシでのご案内というのは特に記載はないところでございまして、ホームページでのご案内ということになっております。

**加藤会長** これは無料なんですかね。

**事務局** 料金につきましては有料になっておりまして、店舗側が契約駐車場からサービス券を購入しまして、それをお客様にお配りしまして一定時間については無料でとめられるという仕組みになってございます。

**加藤会長** ほかにご質問ございませんか。

そうしましたら、いろいろご質問出ましたけども、事務局から適切にお答えいただきましたので、質問に対する答えとしては皆さん、いろいろ疑問は氷解されたのではないかなというふうに思います。

ということで、本案件につきましては届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして扱ってまいりたいというふうに思いますが、先ほどの事務局からの説明にもありましたように、付帯意見として、新設後においても対応策の前提として行った調査、予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持、運営に努めること。当該店舗の設置者は地域社会の一員として

の社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。以上の付帯意見を申し添えたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**加藤会長** それでは、当審議会における意見は有しないものとして付帯意見を申し添えるということにしたいと思えます。どうもありがとうございました。

続きまして、議事2、(仮称)イオン大阪ドームショッピングセンターの駐車場収容台数の変更等に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

**事務局** それでは、(仮称)イオン大阪ドームショッピングセンターの駐車場収容台数の変更等についてご説明申し上げます。前方のスクリーンをごらんください。本件は地下鉄長堀鶴見緑地線ドーム前千代崎駅及び阪神なんば線ドーム前駅直結のところに現在建設中のショッピングセンターにつきまして、駐車場収容台数等を変更するものとして届出があったものでございます。店舗面積の合計は2万8,000平方メートルで、設置者はイオンリテール株式会社、小売業を行うものをイオンリテール株式会社、その他未定となっております。今回変更しようとしている事項ですが、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置、廃棄物保管施設の位置の変更で、変更の理由といたしましては土壌汚染対策として計画地の地盤の高さを変更することに伴います建物の階数、延床面積等の施設計画の見直しのためとなっております、平成25年3月の開店予定時期に合わせて変更するものとして平成24年10月12日に届出があったものでございます。建物の階数及び各階の店舗面積についてはごらんのとおり変更されておりますが、店舗面積の合計は変更ありません。建物各階の構成なんですけども、左側が変更前で右側が変更後ということになっておりまして、主な変更点は駐車場のフロアが3層とっていたものが2層に変更されている点、それから2階にありました駐輪場が地下1階に変更されている点、また駐車場の北側、図でいきますと右側になりますけども、駐車場北側の出入口の改良を行うこととなっております。北側の入口につきましては、入出庫動線が歩行者と車と立体化されるということになりまして、歩者分離が図られまして歩行者の安全性が確保できるように改良されております。こちらの図は北側の出入口周辺のイメージ画像となっております。

次に、変更内容の詳細についてご説明いたします。変更内容の1つ目といたしまして、駐車場の位置及び収容台数について、変更前は建物6階に236台、7階に225台、8階に269台と3層使っていましたが、また自動二輪車用として1階北側に21台、合計し

ますと751台あったものが、変更後は建物の5階に295台、建物の塔屋1階屋上部分に350台、自動二輪車用として建物の地下1階北側に21台、合計で666台に変更されております。自動車の合計だけを見ますと645台ということになります。なお、変更後におきましても、指針による自動車の必要駐車台数155台を大きく満たしております、またイオンショッピングセンターの類似店舗の調査結果によります自動車の必要駐車台数を644台とお考えのようですけども、これに比べましても十分な収容台数を確保しているということでございます。

変更内容の2つ目といたしまして、駐輪場の位置ですが、変更前は建物は1階北側、東側、南側に合計で1,264台、うち原付用が147台、建物2階東側365台の合計1,629台であったものが、変更後は建物地下1階北側に429台、そのうち原付用が122台、建物1階東側、南側に1,200台に変更となります。駐輪場の収容台数の合計は1,629台と変更はありません。

変更内容の3つ目といたしまして、廃棄物保管施設の位置についてですが、建物1階西側というのは変わらないんですけども、一般廃棄物及び再生利用対象物について、それぞれ保管施設を2つに分割しまして合計の保管容量は100.67立方メートルから130.05立方メートルに増加しております、十分な保管容量を確保しているということになります。変更内容は以上のとおりでございます。

続きまして、騒音関係でございますが、店舗周囲4方向5地点に予測地点を設定し予測しました結果、各予測地点における午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果並びに午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たす結果となっております。

最後に、本届出に關します届出書の縦覧及び住民等意見書の状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。届出書の縦覧及び意見書の受付につきまして、平成23年10月21日から平成24年2月21日までの4カ月間行いましたところ、1通の意見書の提出がございました。お手元の（仮称）イオン大阪ドームショッピングセンターの変更の届出に対する住民等意見書の概要をごらんください。意見書の概要といたしましては、設置者が現在計画している同店舗の駐車場入口（西入口）の位置は、その正面にあります自動車修理整備工場での車両の入出庫業務に甚大な障害があり、西入口の位置をもっと北側に寄せて設置されるよう配慮されたいとなっております。こちらの意見は設置者にお伝えをし、設置者

からはそれぞれの項目についてお手元に配付の回答書のとおり、対応する旨の回答を得ており、その概要は次のとおりとなっております。意見を踏まえ、また自動車修理整備工場の車両の入出庫の影響により、来店車両が一時的に道路上に滞留するおそれもあることから、当該入口の位置を北側に変更すること検討いたします。変更の際しましては、法令による制限や店舗建物の構造等を勘案した位置を検討し、関係各課と協議を行います。となっております。

なお、本届出に関しまして、本市関係局等で構成します大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきまして意見なしとの取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、特に、新設後においても対応策の前提として行った調査、予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持、運営に努めること。当該店舗の設置者は地域社会の一員としての社会的責任を十分に自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう地域住民や関係機関と協議、調整し、生活環境の保持に努めること。との意見の取りまとめを行っているところでございます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

**加藤会長** どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

この案件は、以前現地視察に行きましたよね。あのとき視察をして、今回また変更ということで届出が出されているということですね。

ご意見、ご質問はございませんか。

**高橋委員** 今はどういう状況なんですか。この意見、苦情というか、出入口のところを移動するというので決定というふうに……。

**事務局** ただいま高橋委員からご質問いただきました現在の意見書に対する対応状況でございますが、設置者から意見書に対する回答をいただきまして、それ以降、所轄警察等へ協議に行かれたりして、調整に入られているということで、まだ協議中という状況でございます。

**高橋委員** 今、問題となっている入口というのは、ここで計画があつて2年近くたってま

すよね。たしか見学行ったのは2年前かな。入口は変わってないんですか。今回と前とは変わっていない？

**事務局** ただいま高橋委員からご質問ありました出入口の位置でございますが、位置自体は特に変更前と変更後で変わっておりません。ですが、若干設計上で改良している部分がありますので、そちらについては具体的に申し上げますと、北の出入口というのがあったと思うんですが、こちらの出口と入口の間に植栽帯を設けまして、こちらのイメージ画像はちょっと見づらいんですけども、右下のほうで赤の入庫矢印と青の出庫矢印のところで、その間に約10メートルの間隔をあけております。これは大阪市において駐車場法の関係でそのような指導が入りまして、今回設計変更をしたということになっております。位置的には、出入口の数ないし位置については変更前と変わらないということでございます。

**高橋委員** 今回の意見書を求めたときと前回求めたときで変わってないのに、今回出てきたんですね。その前は出てこなかった。

**事務局** そうでございます。今回の変更するところの事項には当たらないんですけども、今回の変更に当たりまして再度住民説明会を開催されまして、そこで初めて計画の詳細をお知りになられて問題があるということで意見書をいただいたところでございます。

**高橋委員** ありがとうございます。わかりました。

**加藤会長** 何でしたら、前回の復習も兼ねて……。

**松村委員** 事情がよくわかっていなくてももう一度確認したいんですけども、今、旧の入口のところで運用をされているということですよ。変更前の旧のこちらの住民等意見回答書の旧の入口というところで。

**事務局** 西入口については、現在の届出は当初そのままの位置になっております。

**松村委員** それで運用をされていると。

**事務局** こちらの店舗は現在、まだオープンしておりません。新設の届出の際には、今年の春にオープンという予定でしたが1年おくれておりまして、まだ工事中になっております。

**松村委員** 今回、出入口の位置については従前の位置のほうで審議はしようということなんですけども、意見書の提出があったということで、それに対して現在の設置者の回答が出てきているというふうに考えていいんですか。

**事務局** いただいている意見書が今回の変更の部分ではありませんが、設置者の対応状況がどういうふうになっているのかについて、回答書をいただいております。

**松村委員** 現在の届出内容としては、西入口は従前の位置だということですね。ただ、これ

ではいろいろ問題があるということで、今、西入口の位置について検討されていますということですね。実際には、西入口は従前の位置から変更になりそうだという認識でよろしいですか。

**事務局** そうですね。今のところ、北側に変更することを検討中とお聞きしております。

**松村委員** そうなってきたときに、今、現在の届出にある西入口のところは閉じるんですか。

**事務局** それについてはまだはっきり最終はお聞きしていませんが荷さばき用として残すという形になろうかと思えます。

**松村委員** ということは、通常の来客者用には閉じるということですか。

**事務局** 現在の西入口の位置を変更した場合には、通常の来客車両の入口として、使用しない予定と聞いております。

**松村委員** そうなってきたときに、この新の入口だけで許容できるというか、大丈夫なんでしょうか。

**事務局** 手前のほうの、北側にも出入口があるのですが。

**松村委員** そうですね。前の時そこは下り線用というか出口に出ていくときに使うだけの通路だったところを、そこを切って開けて出入口にしたというイメージですよ、これ。ではないんですか。僕が今見ているのは、審議資料の42ページのところに、これが変更後というふうに書いてありますけども、一応こういうふうな形でやりたいというふうに出してきたわけですよ。

**事務局** はい。

**松村委員** それで、西入口のところの問題があるからというので、これを北側へ移そうというふうな認識でよろしいんですか。

**事務局** はい。

**松村委員** だとすると、今検討中の新入口に相当しているところが、こちらの42ページのところで言うと、カーブで出入口の出口のほうに振るような構造になっているところを、ぱっとぶち抜いて新入口にしようという設定かなと思ったんですが、それでいいんですか。

済みません、僕がちょっと間違っているかもしれないですけど、今ここで問題があるということで、ここに新入口を移そうというんですよ。今の審議資料の状態だと、こういうような形で出なさい、というふうになっているところを、ここを切ってしまってここを新入口にしようという。

**事務局** その部分は立体構造となっております、意見書に対する回答書と一緒に送らせていただいた白黒図面が若干見にくくはなっているんですけども、北出入口のところの出口部分については、今回北側に寄せることを検討中の新入口とが立体的に交差しておりますので、直接交差するような形にはならない形です。

**松村委員** わかりました。懸念しているのは、現状の入口のほうにもスロープを回していますよね。

**事務局** はい。

**松村委員** そちらのほうは何か上がりやすいような感じがしたんですけども、特にこの周り、もし渋滞したときに敷地内で吸収できるように多分スロープをここに回しているのかなとも思ったんですけども、そうなってきたときに、この検討している新入口だけだと敷地内のところが少し取り回しが懸念されるなということで、もし渋滞とかになってきたときに域外というか、公共の道路に影響が出やすいのかなと思ひまして、それで現在の西入口のほうを閉じてしまって検討中の新入口のほうだけできちんと対応できるのかどうかということを確認したかったんですけども。

**事務局** こちらの検討中の案につきまして、入場待ちの車が中で滞留する空間が狭まることでの前面道路の渋滞を巻き起こす可能性が出るのではないかというご指摘でよろしいですか。

**松村委員** そうですね。

**事務局** その点につきましては、今後の協議の中で議論されているかという点につきまして、確認させていただきたいと思います。

**加藤会長** これ、入口を仮に変更した場合、もう1回審議会にかかるんですか。

**事務局** はい。変更した場合は再度ご審議いただくという予定で、協議が整えば今回の結審後にまた再度変更の届出がなされると思われま。

**松村委員** わかりました。

**加藤会長** そうすると、今回我々が審議しないといけないのは、例えば駐車台数を変更したとか、あるいはレイアウト上で人と車が交錯しないように若干変更しているところありますよね。その辺の変更を認めるかどうかということでもいいんですね。

**事務局** はい。今回のこの案につきましては、先ほど申し上げたように協議中ということで、今ご指摘いただいた問題点も含めまして協議が整って正式な届出が出た段階でまたご議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**高室委員** ということは、今の議論では北側に移すということは議論しなくていいということになるんですか。ちょっとその点で、1つ先ほどの議論に引き続いて確認したい点がありましたので、ふと思ったんですけど。

**事務局** ただ、今検討中としている案で、さきほど松村委員がおっしゃったような問題点や疑問点がございましたら、お聞かせいただきましたら、それについて今後の変更の協議に際しまして、いただいたご意見を参考にさせていただきますして協議を進めてまいりたいと思いますので、今回の変更届に直接関係する内容ではございませんけれども、ご意見いただきましたらありがたいです。

**高室委員** そうしましたら、それに引き続き1点ですけれども、これ、北側に移したときに外側での車の滞留が起こらないというのが前提での議論なんですけれども、もし仮に渋滞が起きたときに、北側に移したときに北に抜けていく道がT字路のところで交錯が生じると思うんですね。その部分が今現在の位置でありましたら、まだ北側のT字路の交差点までに着くまでにまだちょっと距離がありますので、いいのかなという話なんですけれども、それはより北に行くと、この交差点の交錯がかなり予想されるようになってくるということで、前回の議論でもこの交錯のところが危ないんじゃないかということで、たしかイベントのときには右折で回してやるとかいう話になったわけですよ。この交錯の可能性がより高まるので、そこは北側に移すのであれば、あわせて対応がうまくいくのかどうかと。もし何か追加で対処が必要なのであればしっかりと対処することを考えるべきではないのかということをも1つ、もしかすると課題に上るかもしれないなと思った次第です。

**事務局** ありがとうございます。ただいま高室委員からご意見をちょうだいいたしましたT字路での交通の交錯ということで、そのあたりの混乱が起きないかということでございますので、ご指摘事項を踏まえた形で、今後この入口検討案についての協議を進めさせていただきますと思います。

**加藤会長** ほかに。

**花田委員** 今回の変更に関してですが、駐車台数が85台ほど減っていると思います。それで、もちろん台数は満たしているというお話だったんですけども、減って大丈夫でしょうかと。駐車場に関しましてはドームが近いということで、たしか一番最初の審議のときにもかなり懸念があったというふうに記憶しているんですけども、それでさらに85台減ることに関しては問題ないのでしょうか。

**事務局** ただいま花田委員からご質問いただきました駐車場収容台数を85台減らしても

問題ないかという点でございますが、前回の設計では柱スパン等のフロアレイアウトの関係で、ワンフロア当たりにとれる台数が少なかったのですが、今回見直した結果、ちょうど2層でおさまるということで、それで既存店の事例の644台を1台上回る、645台ということで確保しております、それについては警察と計画調整局における協議で必要台数を満たしているということでは協議は終わっております。

**花田委員** わかりました。ありがとうございます。

**加藤会長** 最初の台数が適切な予測だったのかと。もしその予測が適切であれば減らしたら困るんじゃないのということなんですけども、おそらく最初が多目に3層というか3階をとっているんで、余分目に駐車場を確保したのではないかということですよ。そういうふうに理解してよろしいですか。

**事務局** 当初は設計上どうしても3層にならざるを得なかったということで、かなり多目に余裕を持ってとっていただいていたようなんですけども、今回効率化ということで1フロア減らした形で既存店の実績に満足する形での台数ということで届出をいただいております。

**加藤会長** これ、設定台数というか実際には基準少ないですよ。先ほどの説明からするとかなり少なかったですよ。155なのにもかかわらず640台、実は駐車場を確保していることになっているわけですよ。

**事務局** はい。

**加藤会長** これは立地審の基準がおかしいということですか。特殊な事情ということなんですか。

**事務局** 京セラドームさんがすぐ近くにあるという立地と、あと大正区からも、お車でいらっしゃる可能性が高いということで、かなり多めの既存店の実績を使用して安全側のほうで確保されているというところでございます。

**加藤会長** ありがとうございます。ほかにもございませんか。

それでは、この案件につきましては、委員の皆様からいろいろご意見をちょうだいしました。ただ、ご意見は入口の変更ということで、今回届出された変更項目とはまた別にご検討いただく内容です。したがって、今回の届出の変更項目について限定させていただきますと、法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいります。ただし付帯意見として、新設後においても対応策の前提として行った調査、予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮を

して店舗の維持、運営に努めること。当該店舗の設置者は地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境の保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議、調整し、生活環境の保持に努めること。以上の付帯意見を申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**加藤会長** どうもありがとうございます。

それでは、当審議会における意見は有しないものとして、先ほどの付帯意見を申し添えることにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事2の「軽微な延刻等」に係る手続状況について、ご報告をお願いしたいと思います。

**事務局** それでは、これより軽微な案件等の報告につきまして、私、鈴木のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。失礼します。

まず1件目ですけれども、店舗名称は山陽マルナカ住之江店、所在地は、住之江区西加賀屋1丁目のスーパーマーケットでございます。今回の届出事項は開閉店時刻、駐車場利用時間帯、荷さばき可能時間帯の変更です。変更理由は消費者ニーズに対応するために変更するものとして、平成23年11月1日に届出があったものでございます。

変更内容についてですけれども、まず開閉店時刻について午前10時から午後10時までを午前9時から午後12時に変更します。

次に、駐車場利用時間帯について、午前9時から午後10時15分だったところを午前8時45分から翌午前0時30分までに変更いたします。

次に、荷さばき可能時間帯について午前6時から午後7時までを午前6時から午後8時までに変更いたします。

縦覧期間といたしましては平成23年11月11日から平成24年3月12日の間に実施しまして、住民意見はなし、本市意見なしとしております。

軽微区分といたしましては、営業時間の変更は変更内容が夜間時間帯にかかるものの、周辺環境に及ぼす影響がほとんどないと認められ、また駐車場の利用時間帯及び荷さばき可能時間帯の変更は営業時間以外の変更で、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

次に、2点目といたしまして、店舗名称はヨドバシ梅田、現在位置は北区大深町の大型家電量販店です。今回の届出事項は開閉店時刻、駐車場利用時間帯、荷さばき可能時間帯の変更です。変更理由は顧客の利便性向上のために変更するものとし、平成23年11月1日に変更届けがあったものでございます。

変更内容につきましては、次のとおりとなっております。まず開閉店時刻について、午前9時30分から午後9時30分までだったところを午前6時から午後12時に変更いたします。

次に、駐車場利用時間帯につきましては、午前9時から午後10時までだったところを午前5時30分から翌午前0時30分に変更いたします。

次に、荷さばき可能時間帯について午前7時から午後9時までを24時間に変更いたします。

縦覧期間は平成23年11月11日から平成24年3月12日の間実施しまして、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分といたしましては、営業時間の変更は変更内容が夜間時間帯にかかるものの、周辺環境に及ぼす影響がほとんどないと認められ、駐車場利用時間帯及び荷さばき可能時間帯の変更は営業時間以外の変更であり、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして、3件目ですけれども、店舗名称は関西スーパー市岡店、所在地は港区市岡2丁目のスーパーマーケットです。今回の届出事項は開閉店時刻、駐車場利用時間帯の変更です。変更理由は顧客の利便性向上のために変更するものとし、平成23年11月10日に届出があったものです。

変更内容につきましては次のとおりとなっております。まず開閉店時刻について午前9時から午後9時までを午前7時から午後11時に変更いたします。

次に、駐車場利用時間帯について午前8時30分から午後9時までだったところを午前6時30分から午後11時30分までに変更いたします。

縦覧期間といたしましては平成23年11月25日から平成24年3月26日の間実施し、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分といたしましては、営業時間の変更は変更内容が夜間時間帯にかかるものの、周辺環境に及ぼす影響がほとんどないと認められ、また駐車場の利用時間帯変更は営業時間以外の変更で、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

す。

4件目につきまして、店舗名称は関西スーパー大和田店、所在地は西淀川区大和田2丁目のスーパーマーケットでございます。今回の届出事項は開閉店時刻、駐車場利用時間帯の変更です。変更理由は顧客の利便性向上のために変更するものとし、平成23年11月29日に届出があったものです。

変更の内容は次のとおりとなっております。まず、開閉店時刻について午前9時から午後9時までだったところを午前7時から午後11時に変更いたします。

次に、駐車場利用時間帯について午前8時30分から午後9時であったところを午前6時30分から午後11時30分までに変更いたします。

縦覧期間といたしましては平成23年12月9日から平成24年4月9日までの間実施しまして、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、営業時間の変更は変更内容が夜間時間帯にかかるものの、周辺環境に及ぼす影響がほとんどないと認められ、また駐車場利用時間帯の変更は営業時間以外の変更で、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして、5件目ですけれども、店舗名称はベルファ都島ショッピングセンター、所在地は都島区友渕町2丁目のショッピングセンターです。今回の届出事項は開店時刻の変更です。変更理由は顧客の利便性向上のために変更するものとし、平成23年12月13日に届出がありました。

変更内容については次のとおりとなっております。開店時刻について、変更前は午前10時からとしておりましたが、変更後は午前9時からに変更いたします。

縦覧期間としましては平成23年12月26日から平成24年4月26日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、営業時間の変更は変更内容が夜間時間帯にかからないもので、周辺環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

最後、6件目ですけれども、ユニバーサルスタジオジャパン、所在地は此花区桜島2丁目の大型アミューズメント施設です。今回の変更事項は駐車場の位置及び収容台数及び駐車場出入口の数及び位置変更です。変更理由は届出駐車場の一部敷地において駐車場の改修を行うに当たり、駐車場の位置等を変更し、また、将来的な敷地の有効活用のため届出駐車場の収容台数を変更するものとし、平成23年12月14日に届出があったものでございます。

変更内容については次のとおりです。駐車場の位置及び収容台数について、変更前は第1

駐車場3,290台、第3駐車場450台、MBS駐車場120台の合計3,860台を、変更後は第1駐車場は2,481台、第3駐車場570台、MBS駐車場120台、第4駐車場71台の合計3,242台へ変更するものでございます。また駐車場の出入口の数及び位置についても変更され、変更前後はごらんとおりとなっております。

縦覧期間といたしましては平成23年12月26日から平成24年4月26日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、同変更は営業時間以外の変更であるということで、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

**加藤会長** ありがとうございます。ただいまは報告案件ですけども、ご質問はありませんか。

**塚本会長代理** 質問なんですけれど、軽微区分の根拠として、営業時間の変更等に対して周辺環境に大きな影響がないからというのが軽微区分の中に書いてあるけど、これはどなたがどういう基準で影響がないというのは判断されるのでしょうか。

**事務局** 届出に基づきまして、関係局等と協議をした結果の状況を踏まえて事務局で判断しております。

**塚本会長代理** 営業時間については例えば、前回の審議会でもありましたけど、早朝深夜に及ぶ営業というのは周辺で生活している人への騒音の問題とか、それから朝の通学時間帯にかかってくると、出入り交通が通学に与える影響等々の検討を結構しているわけですね。そういう目からの検討もされた上での結論だというふうに理解していいのでしょうか。要するに、今までだったら朝の9時だったのが7時とか2時間ぐらい早くなったりとかしていますよね、今見えていますと。そうすると、その2時間早くなったことによって周辺、特に住居に対する騒音の問題とか、それから通学時間帯に通学路でかかっていないとか、そういう目で一応見られているというふうに理解してよろしいんですか。

**事務局** 営業時間の変更については、主に騒音関係が協議の中心にはなってくるんですけども、周辺の環境が、変更前後で影響が変わっていないかという観点で見えております。さらに住民の方からのご意見等がないかというところですね。そういったところも考慮して、もしご意見があった場合にはそれに対して、また設置者の対応等を求めてまいる形で、その場合はご審議いただく案件に切りかえるということもございます。

**塚本会長代理** その際に、今、軽微な変更なんですけど、一番最初にここの審査にかかっ

たとき、これは何年も前だと思うんですけども、そのときに営業時間のことについて議論があったかなかったかというチェックはされておられるんですか。ちょっと気になりますのはそういう議論があって、例えば営業時間が変わりましたよと。だけども、ずいぶん前のことでみんな忘れてしまっていて、そのまま営業時間の変更だけで軽微だから詳しい審議がなしに通ってしまった、変更されてしまうということがないようにチェックはされておられるんですか。

**事務局** 実際に変更の事前協議に来られた場合には、当初の届出内容から運用上で変更されている部分もあろうかと思うんですけども、現状として何か特に近隣の方の苦情なり迷惑になっていないかというところで、状況については設置者に確認しているところでございますが、当初の新設時の審議の際に、議論になっていた点がなかったか、そういったものがございましたら、その辺についても今回の変更で影響がないのか、につきましてもきちんと精査していく必要はあると思います。ご意見ありがとうございます。

**加藤会長** ほかにご質問、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして市長から依頼がありました新設1件、変更1件についての調査、審議は終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますけども、文書の内容等につきましては一応ご一任いただくということでよろしく願いいたします。それでは、ご一任いただき、必要な手続をとってまいりたいと思います。

これをもちまして本日の議事はすべて終了しましたので、審議会は閉会といたします。長い間ご協力、どうもありがとうございました。

**事務局** 会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方には本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午前11時08分